

【協議事項】
地域公共交通計画の策定と
二法協議会化について

多賀城市 都市産業部都市計画課

地域公共交通計画の策定について

地域公共交通計画の策定について

地域公共交通計画とは

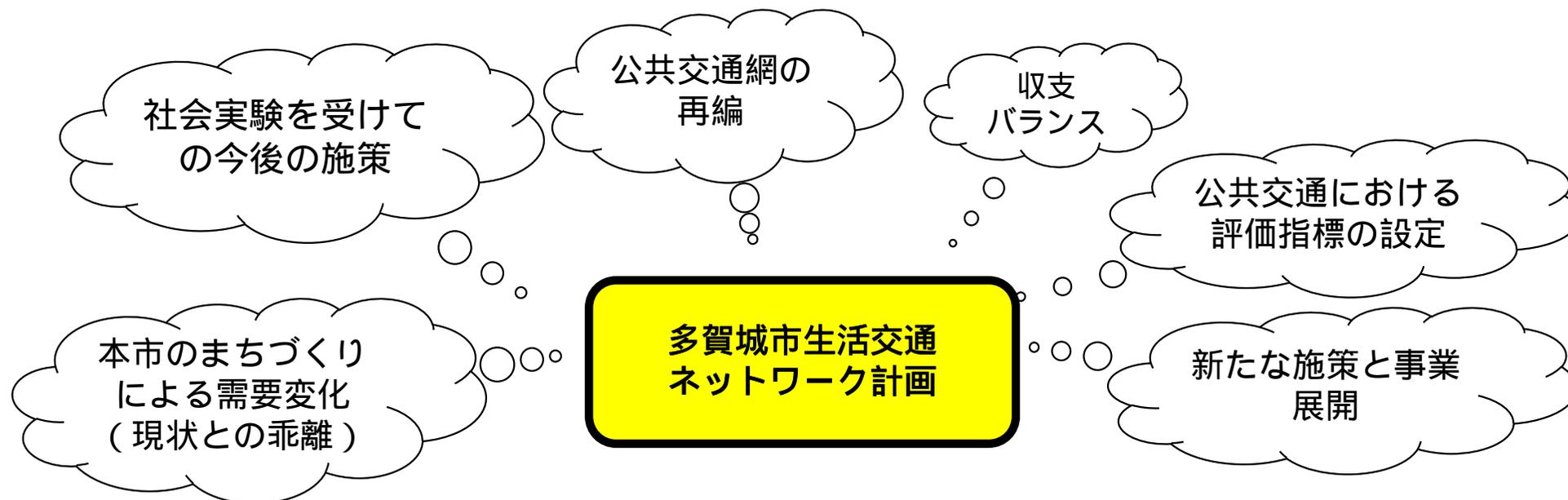
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）（以下「地域交通法」という。）に基づき、交通モード横断で望ましい地域交通ネットワークの姿を明らかにする**地域公共交通のマスタープラン**。

法の改正により**全ての地方公共団体に対して**作成の努力義務。（国土交通省 資料引用）

県内では**15市町**が策定済

地域公共交通計画の策定について

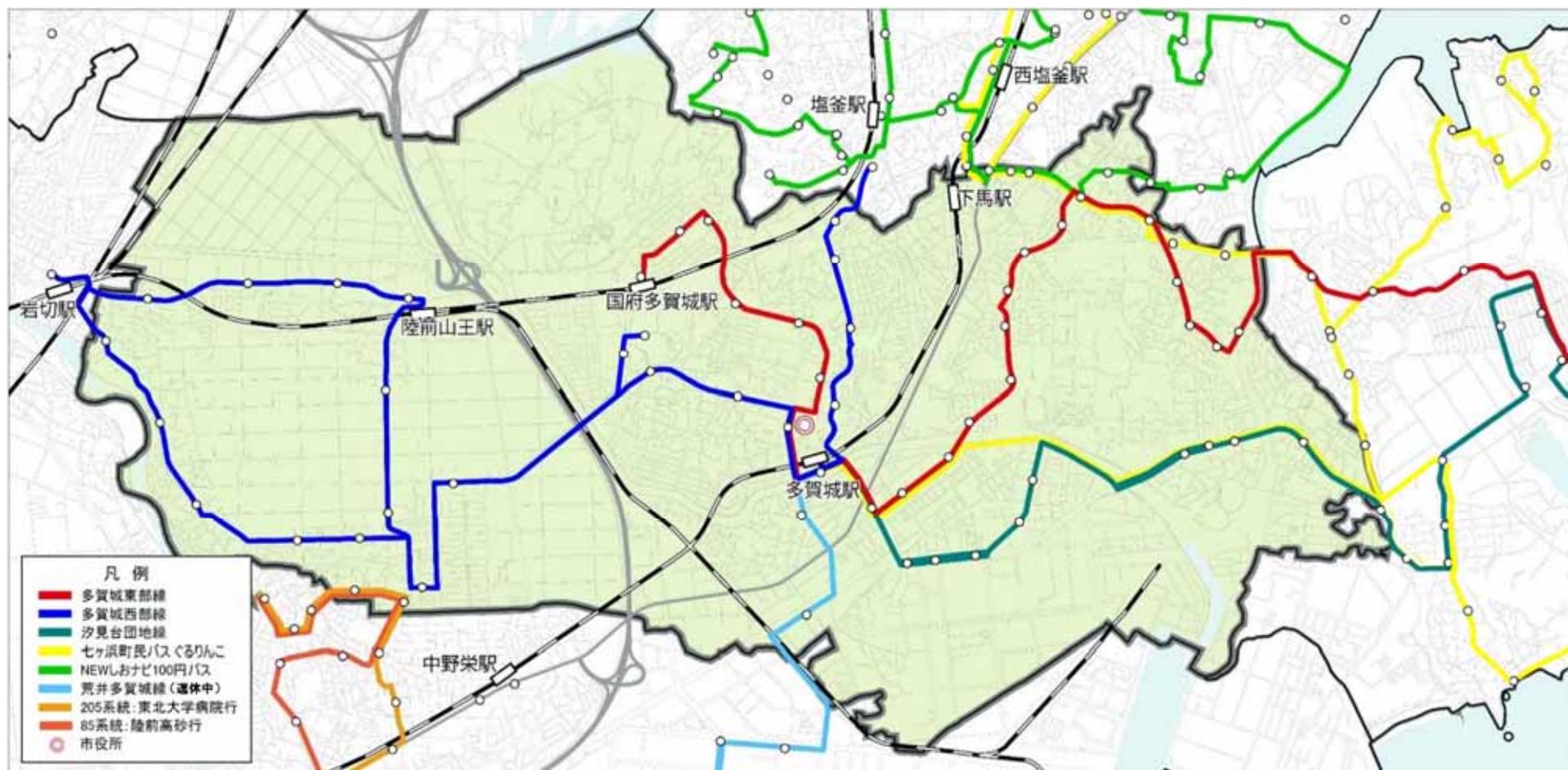
【多賀城市の現在】



コンパクトなまちで公共交通の利便性が比較的高い地域であるものの公共交通を取り巻く環境や社会状況の変化により地域の移動に関する課題は多様化、複雑化しています。

地域公共交通計画の策定について

【多賀城市域の交通モード】



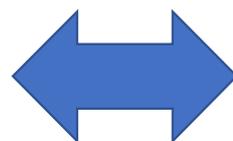
地域公共交通計画の策定について

このような背景から、現在の多賀城市生活交通ネットワーク計画に掲げる課題だけではなく、様々な交通モードによる地域の移動に関する課題を体系化して整理し、目指すべき施策の方向性を示す必要があり、現計画を刷新して「地域公共交通計画」を策定する

【現計画との違い】

地域公共交通計画

- ・法に基づく計画
- ・全交通モード
- ・新制度など取組のアクションプラン
- ・国補助導入の要件

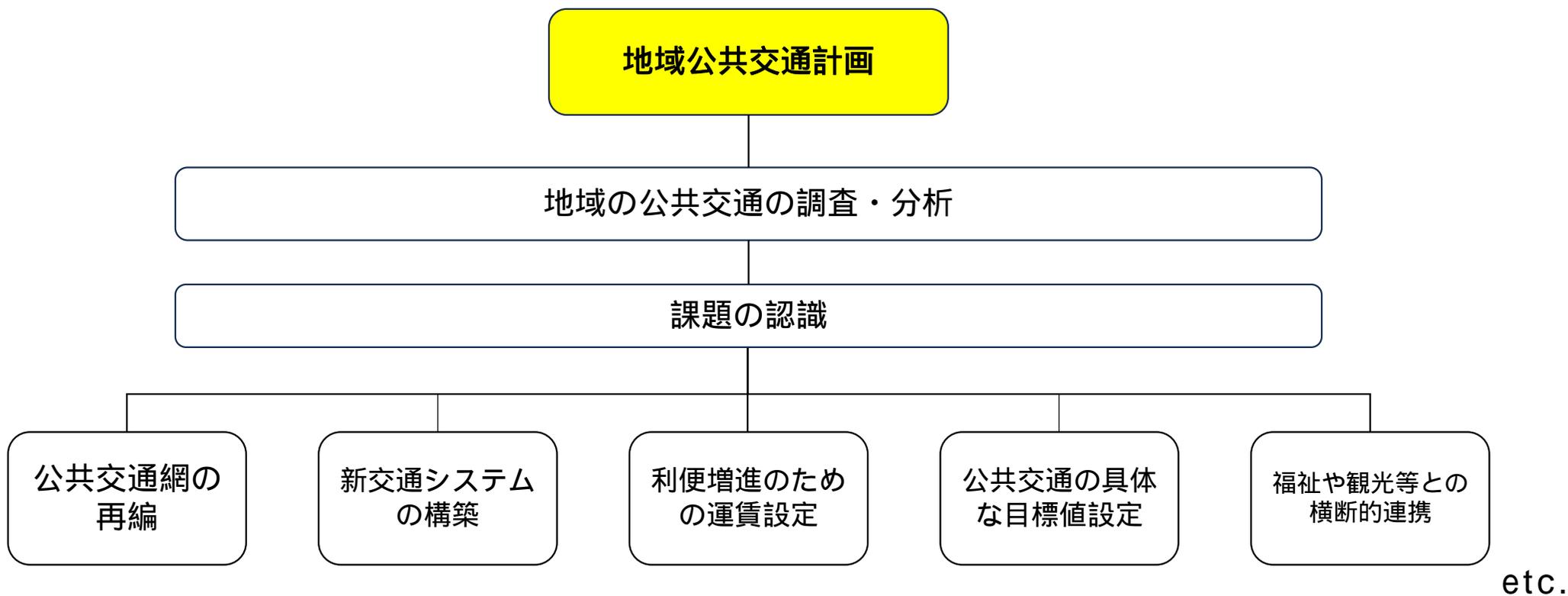


生活交通ネットワーク計画

- ・任意計画
- ・長期計画（H29～）
- ・主にバス交通

地域公共交通計画の策定について

【地域公共交通計画 体系イメージ】



二法協議会化について

二法協議会化について

「地域公共交通計画」については、地域交通法に規定される「法定協議会」において協議・策定・実施する必要があるため、今後は規約により「法定協議会」を設置し、道路運送法に基づく「公共交通会議」機能を兼ね備えた二法協議会とする。

【現在】

公共交通会議

【今後】

法定協議会
+
公共交通会議

二法協議会化について

【公共交通会議と法定協議会の違い】

	公共交通会議	法定協議会
根拠法令	道路運送法施行規則	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
対象交通	バス・タクシー（乗合）、自家用有償旅客運送	多様な交通モード
目的	乗合旅客運送の態様等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性、その他これらに関し必要となる事項の協議	地域公共交通計画の作成・実施に関し必要な協議
参加応諾義務	なし	あり（代理出席不可）
協議結果	法律上規定なし	参加者の尊重義務あり
事業実施	行えない	行える

二法協議会化について

【名称について】

「法定協議会」になったことを示すため、組織の名称を変更します

多賀城市公共交通会議



多賀城市地域公共交通協議会

二法協議会化について

【設置規約について】

「法定協議会」設置に伴い、「多賀城市公共交通会議設置要綱」については廃止し、新たに「法定協議会」を設置するために規約を制定する

多賀城市公共交通会議設置要綱
(廃止日は法定協議会への移行日)



多賀城市地域公共交通協議会規約（仮）

二法協議会化について

【多賀城市地域公共交通協議会規約（案）】

- 地域公共交通活性化再生法に基づく「法定協議会」として位置付ける
- 組織の名称を「多賀城市地域公共交通協議会」とする
- 協議会に必要な委員を拡充する
- 副会長、監事（監査員）を設ける
- 委員のうち行政機関等の職員の任期を在籍期間と改める
- 書面決議の追加
- 運賃料金部会の設置
- 協議会で計画作成や事業実施や経費等に係る予算及び会計を持つ

二法協議会化について

【その他規程について】

「法定協議会」が補助金の活用、受領、出納などの事務を執行するため新たに事務局規程、財務規程、報酬及び費用弁償規程を制定する

多賀城市地域公共交通協議会 事務局規程（仮）

多賀城市地域公共交通協議会 財務規程（仮）

多賀城市地域公共交通協議会 報酬及び費用弁償規程（仮）

二法協議会化について

【多賀城市地域公共交通協議会 事務局規程（案）】

- 事務局の所管事務、職員、専決事項、文書の取扱い等を明らかにする
- 公印を設ける（会長印）

【多賀城市地域公共交通協議会 財務規程（仮）】

- 財務に関する取扱いを明らかにする

【多賀城市地域公共交通協議会 報酬及び費用弁償規程（仮）】

- 報酬の金額の算出根拠を明らかにする
- 無報酬の委員（行政機関等の職員ほか、申し出のあったもの）について明らかにする

二法協議会化について

【委員について】

「多賀城市公共交通会議設置要綱」の廃止に伴い、「公共交通会議」委員の任期は、廃止日までとします。

「法定協議会」委員の任期については、「法定協議会」設置に伴い改めて委嘱します。

「法定協議会」委員構成

多賀城市、交通事業者、道路管理者、東北運輸局、警察、学識経験者、宮城県、近隣市町村、住民・利用者、その他

二法協議会化について

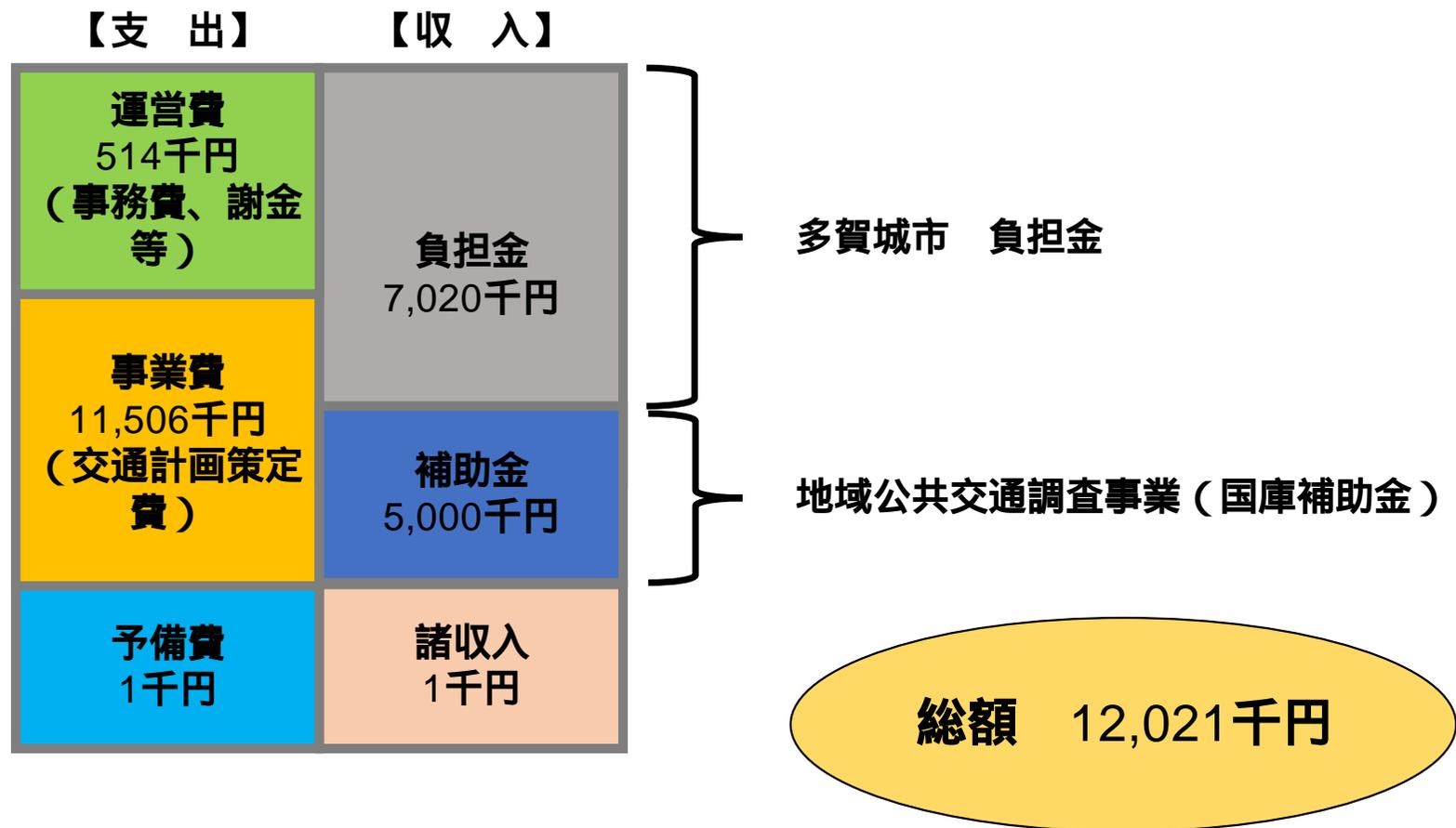
【事業計画について】

「法定協議会」として事業を実施するにあたり、事業計画を定めます

月	事業名	内容
4月	地域公共交通協議会	規約等、事業計画、予算、国庫補助金の申請について、調査業務の委託について
6月～7月頃	各種調査	現状整理、ニーズ等把握調査
8月頃	地域公共交通協議会	課題、方針の設定
9月～11月頃	施策検討	関係者との調整
11月頃	地域公共交通協議会	施策の設定
1月頃	地域公共交通協議会	地域公共交通計画（案）
2月頃	パブリックコメント 地域公共交通協議会	地域公共交通計画（最終案）

二法協議会化について

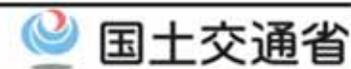
【予算について】



二法協議会化について

【補助金について（国土交通省 資料引用）】

地域公共交通調査等事業（地域公共交通計画等の策定等への支援）



地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定への支援
（地域公共交通計画策定事業、利便増進計画策定事業、運送継続計画策定事業）

- 補助対象事業者：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会（法定協議会）
- 補助対象経費：地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画の策定に必要な経費（地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等）
- 補助率：1/2（上限額500万円又は1,500万円（地域公共交通計画）、1,000万円（地域公共交通利便増進実施計画）、500万円（地域旅客運送サービス継続実施計画））

地域公共交通計画の記載事項（イメージ）

○計画の効果な活用のために必要な視点

①地域戦略との
一体性の確保
(まちづくり、医療・福祉、
観光等との連携)

②モード間連携や
多様な輸送サービスの活用

③地域の多様な
関係者の協働

④交通圏全体を
見据えた広域的な連携

⑤データによる状況把握、効果的な目標設定・検証を設定

○定量的な目標値（公共交通の利用者数、収支率、公的負担等）、補助対象系統の位置づけ等を記載

その他

その他

【運賃協議について】

令和5年10月道路運送法改正により、独占禁止法のカルテルにあたるとの疑義が生じないように、参加委員を限定して実施することとされたため、今回の二法協議会化に併せて、新たに運賃協議に関する部会を設置する。

(現在)



(今後)

